



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

Q 最近現金で支払うことが少なくなり、カードや携帯で支払うなど便利になりました。その上、お給料についてもデジタル払い解禁とか言われています。どうなるのでしょうか？

A 給与と言えば昔、息子が生まれたばかりの頃、住んでいた社宅に銀行マンが来て、「明日ご主人の口座に給与〇〇円振り込まれます」と言いました。「夫は給与袋でしかもってこれないのに金額を言いに来るのはどういう事？二度と来ないで！」と怒った事がありました。今となってみれば、お給料の銀行振込が1975年に解禁され、銀行マンが喜んだからなのでしょう。

お給料は、労働基準法に「賃金払いの5原則」が定められています。

①通貨払いの原則

賃金は「通貨」で支払わなければなりません。

日本では円です。現物支給は原則禁止。口座振り込みは一般的になっていますが「個々の労働者の同意」が必要で、労使協定でも認められません。

②直接払いの原則

直接労働者に支払わなくてはなりません。家族でもNGですが、本人が病気で取りに来られない時等は直接払いに反しないのでOKです。

③全額払いの原則

全額を通貨で支払わなくてはなりません。ただし、所得税や社会保険料など法令により賃金控除が認められている場合や、社宅料や積立金を控除することを労使協定で決めている場合は控除して構いません。

④毎月払いの原則

賃金は毎月少なくとも1回は支払わなくてはなりません。もちろん、働き方によって「週払い」や「日払い」もあります。

⑤一定期日払いの原則

「毎月〇日」と特定して支払わなくてはなりません。月給の場合「毎月末」、週給の場合「金曜日」は良いですが、月給で「毎月第3金曜日」のような定め方は認められません。

さてデジタル払いですが、労働者に正しい情報を分かりやすく伝える為に、日本労働組合総連合会から賃金振込が認められる「キャッシュレス決済口座〈〇〇ペイ〉のポイント」として説明がされています。分かりやすいのでご紹介します。

①労使協定を結んだ上で本人同意が必要です。

「〇〇ペイ」はあくまで賃金振込口座の選択肢の一つで、会社は銀行との違いや具体的な仕組みなど必要事項を説明し、本人の同意が必要。

②万が一事業者が破綻した場合でも口座の全額が保証されます。

破綻から「4～6営業日以内」に全額保証されます。

③「〇〇ペイ」口座と一緒に銀行口座を選択肢として示さなければなりません。

- ・現金 or 銀行口座/証券口座⇒OK
- ・現金 or 銀行口座/証券口座 or 「〇〇ペイ」口座⇒OK
- ・現金 or 「〇〇ペイ」口座⇒NG

④現金化できる「〇〇ペイ」口座のみ、賃金振込口座として認められます。

1円単位で現金化できる口座のみが対象です。

「銀行口座への払い出し」、「ATM等での払い出し」により、「月1回」までは手数料負担なしで受け取りできます。(利用者本人がペイ口座に連携した銀行口座に振り込まれます)

※もし利用している「〇〇ペイ」口座で不正利用があった場合には、インターネット・バンキングと同じように全額が補償されます。

※「〇〇ペイ」の口座残高は100万円が上限。100万円を超える場合、超えた部分については当日中に銀行口座に振り込まれる仕組み。

※「〇〇ペイ」の有効期限は銀行の休眠口座と同じく、最後に利用があった時から10年です。

デジタル払いの施行は来年4月からです。具体的なことはまだ発表されていませんが、大切なお給料はしっかりと資金移動業者を利用したいですね。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980